

令和6年第2回教育委員会議定例会 会議録

1. 開催日時等 令和7年3月3日（月）
午前9時00分開会 午後11時19分閉会
2. 開催場所 ニセコ町役場 多目的ホール
3. 出席委員等 教 育 長 片 岡 辰 三
1 番 委 員 下 田 伸 一
2 番 委 員 越 湖 明 美
3 番 委 員 巻 礼 子
4 番 委 員 千 葉 つむぎ
4. 欠席委員 なし
5. 事務局出席者 総合教育課長 淵 野 伸 隆
総合教育課参事 阿 部 信 幸
学校給食センター長 三 橋 公 一
総合教育課総務係長 島 田 桃 子
6. 会議録署名委員 1 番 委 員 下 田 伸 一
7. 議 件

会議録署名委員の指名について

報告第1号 令和7年度（2025年度）ニセコ町教育費予算（案）の内示について

報告第2号 ニセコ町教育委員会職員の異動について

報告第3号 ニセコ町会計年度任用職員の任用について

報告第4号 令和6年度（2024年度）ニセコ町教育費予算の補正について

報告第5号 ニセコ町図書館協議会委員の委嘱について

報告第6号 ニセコ町立北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会委員の委嘱について

報告第7号 ニセコ町立北海道ニセコ高等学校教育課程検討専門委員会委員の委嘱について

報告第8号 ニセコ町教育財産の目的外使用許可について

報告第9号 区域外就学の承諾について

議案第1号 町内校長の人事内申について

議案第2号 ニセコ町学習交流センターの指定管理者について

議案第3号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第4号 ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 ニセコ町子育て支援活動サポート事業補助要綱の一部改正について

議案第 7 号 令和 7 年度（2025年度）教育行政執行方針について

※報告第 9 号及び議案第 1 号は秘密会の議事として議決し非公開

8. 議 事 の 概 要

教育長：定刻となりましたので、ただ今から第 2 回教育委員会議定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、予めお配りした議事日程表のとおりです。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 12 条第 5 項の規定により、「1 番 下田委員」を指名いたします。

次に「日程第 2 教育長の報告」について、私から説明いたします。

・・・教育長から教育長の報告について説明・・・

教育長：教育長の報告の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第 3 報告第 1 号 令和 7 年度ニセコ町教育費予算（案）の内示について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第 1 号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

下田委員：給食センターの太陽光パネル設置は良いと思いますが、空き地に野建てで設置するイメージですか。

学校給食センター長：野建てで垂直に設置する方向です。堆雪スペースであることを考慮しながら設置の仕方について検討します。

下田委員：高校の給食についてはどのような検討状況でしょうか。

教育長：定時制の生徒については、卒業まで給食を提供します。令和 8 年度以降に入学する生徒については、給食センターでの給食提供可能数を超えてしまい、給食の提供ができないことから、別の形での給食提供を検討しています。

総合教育課参事：いくつかの案を検討しているところです。民間事業者で行っているスクールランチ形式、学校での弁当販売などの案があります。また提供範囲は全員なのか寮生だけにするかということもあります。なるべく早めに結論を出したいと思っています。

下田委員：給食提供に関して補完的なアイデアなのですが、タニタ社で提供している、置き社食サービスというものをニュースで見ました。冷凍の社食になっていて、冷凍庫と電子レンジを設置するだけで、食べたい時に自分で温めて食べることが

できる仕組みです。毎日の配膳や運搬に要する人手もいないし食中毒の心配もなく、栄養士監修なので栄養バランスも良いというメリットがあり、検討材料の一つとされても良いのではと思います。

巻委員：高校臨時寮が4月から稼働するということですが、空き部屋の活用についてはどのような見通しですか。

総合教育課参事：現時点で生徒の最終的な入寮者数が決まっていないため確定ではないですが、令和7年度については希望ヶ丘寮と臨時寮で部屋が空く見込みはなく、もし部屋が空いたとしても舎監の先生が入れる程度です。令和8年度以降、新寮が完成し、新寮に生徒が入りきらない場合は臨時寮で対応していくことを見込んでいますが、入寮する生徒数が決まらないので現時点では見通しがつかない状況です。

教育長：最終的な入寮者数が決定するのは明日の一般入試を終えてからということになります。寮の運用の仕方にもよりますが、現時点では臨時寮に余剰はでない見込みです。

教育長：ほかに質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第4 報告第2号 ニセコ町教育委員会職員の異動について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・こども未来課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第2号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第5 報告第3号 ニセコ町会計年度任用職員の任用等について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・こども未来課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第3号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第6 報告第4号 令和6年度（2024年度）ニセコ町教育費予算の補正について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第4号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第7 報告第5号 ニセコ町図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第5号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第8 報告第6号 ニセコ町立北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課参事が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第6号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第9 報告第7号 ニセコ町立北海道ニセコ高等学校教育課程検討専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課参事が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第7号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第10 報告第8号 ニセコ町教育財産の目的外使用許可について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第8号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

下田委員：運動公園に自衛隊のヘリというのは、災害時の患者輸送のためのものですか。

総合教育課長：災害時や緊急の患者輸送、防災訓練といったことも考えられます。

下田委員：ニセコ大橋付近のヘリポートとはどのように使い分けますか。

総合教育課長：明確な基準はなく、その時の状況に応じてどの場所に着陸するか判断しています。

教育長：ほかに質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第11 報告第9号 区域外就学の承諾について」、「日程第12 議案第1号 町内校長の人事内申について」の2件は、個人情報の取扱にかかわる内容であることから、今回の教育委員会議での議事を「秘密会」とすることを発議いたします。

本件について、討論を行います。

反対、または賛成の討論はありますか。

・・・討論なしの声・・・

それでは採決いたします。

「日程第１１ 報告第９号 区域外就学の承諾について」及び「日程第１２ 議案第１号 町内校長の人事内申について」の２件は、「秘密会」とすることにご異議ありませんか。

・・・異議なしの声・・・

異議なしと認めます。

よって、会議規則第６条の規定により、「報告第９号」及び「議案第１号」の議事は、「秘密会」とすることに決しました。

・・・秘密会議中・・・

教育長：これで「秘密会」の議事は終わりましたので、これより議事は公開とします。

教育長：「日程第１３ 議案第２号 ニセコ町学習交流センターの指定管理者について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・総合教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第２号」の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第１３ 議案第２号 ニセコ町学習交流センターの指定管理者について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・異議なしの声・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第２号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第１４ 議案第３号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・こども未来課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第３号」の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第１４ 議案第３号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・異議なしの声・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第３号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第１５ 議案第４号 ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・こども未来課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第４号」の提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

教育長：「日程第１５ 議案第４号 ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・異議なしの声・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第４号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第１６ 議案第５号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・こども未来課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第５号」の提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

越湖委員：町に対し事業者から保育事業をやりたいという希望があつての改正ですか。

こども未来課長：現時点でそういった話が実際にあったわけではなく、国の法改正に合わせて条例についても改正するものとなります。また、再来年から始まる「こども誰でも通園制度」など新たな制度も創設されることもあり、この機会に今の条例について整理をした形になります。

教育長：ほかに質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

教育長：「日程第１６ 議案第５号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・異議なしの声・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第５号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第１７ 議案第６号 ニセコ町子育て支援活動サポート事業補助要綱の一部改正について」を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・こども未来課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第６号」の提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

教育長：「日程第17 議案第6号 ニセコ町子育て支援活動サポート事業補助要綱の一部改正について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・異議なしの声・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第6号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第18 議案第7号 令和7年度教育行政執行方針について」の件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・総合教育課長が議案を読み上げ、教育長が内容説明・・・

教育長：「議案第7号」の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

下田委員：執行方針についてはこれで良いと思いますが、不登校問題に関して、誰一人取り残されない社会という観点でいくと、社会とつながりのない子どもがどの程度いるのか、スクールカウンセラーがどう機能しているかということを、教育委員会としても把握してほしいと思います。

教育長：不登校問題については2月の学校訪問でも話題になっていたところです。教育委員会としても、年度当初に不登校の実態を整理し、学校でも実態について整理していただいているところです。ニセコ町の場合は外国からの子どもが多く入ってくるなど特殊な状況があり、また学校教育に対する保護者の考え方もさまざまである中で、課題解決がより難しくなっています。保護者や関係機関とも連携をとりながら、学校で取り組んでいくのはもちろんのこと、教育委員会としても課題解決に向けて連携を図っていきたいと考えています。

越湖委員：毎年開催しているキッズパークについては、地域から良かったという意見を多数聞いています。スキー場の価格が高騰している中で、冬場に子どもたちが楽しめる場所が限られてきています。小規模でも良いので、定期的に地域でイベントが開催できると良いと思います。春休みにイベントを企画しているので、その結果について報告できたらと思います。

教育長：教育委員会から働きかけるのではなく、地域の方々が自主的に企画していただくのが良いと考えています。予算や人員、安全確保など教育委員会でも協力できることがあれば協力するので相談いただければと思います。

越湖委員：不登校の子どもたちの状況については、学校訪問では漠然とした情報しか知り得ないので、家庭での困り感があるのかないか状況を把握できればと思います。状況がわかれば、こちらから何等かの働きかけを行うこともできると思います。

教育長：不登校にもさまざまなパターンがあり、中には行事だけは参加できる子だったり、イベントをきっかけに少しずつ学校に来れるようになった子もいると聞いています。学校でもさまざまな働きかけをしてくれているものと思いますが、教育委員会でも情報共有をしながらサポートし、課題解決につなげていけたらと考えています。

巻委員：ニセコスタイルのさらなる推進について期待したいと考えています。現状、各学校でも先生方がすごく一生懸命頑張っていると思いますが、幼から小または小から中へのギャップを埋めるための取り組みが進められているのに対し、

小小間、小中間の他の部分での連携はもっと深められるのではと思っています。
教育委員会では校長会や教頭会などで協議をしているものと思いますが、それが
教員まで自分事として動いて取り組めるような方策が取れば良いと思います。

教育長：私が着任した当初の頃は、ニセコスタイルの教育に対する各学校の受け止め方が
バラバラな状態でした。学校に話を聞くと、小と中の学級担任制と教科担任制の
違い、あるいは中と高の教科担任制の違いなどがあり、先生同士が互いの理解を
得ながら連携していくことにはハードルがあるということでした。その中で、ふ
るさと学については幼から高まで一貫した学びとなるよう全体で共有しながら総
合学習等の時間で具体的な取り組みを進めてきており、それがニセコらしさにも
つながっていると感じています。このように、幼から高まで一貫して具体的に取
り組めるものがあると良いと考えます。各学校の自主的な取り組みばかりに任せ
るのではなく、教育委員会でも助言をしながら進めていけたらと思います。

教育長：ほかに質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第18 議案第7号 令和7年度教育行政執行方針について」は、提案の
とおりとすることに異議ございませんか。

・・・異議なしの声・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第7号」は、原案のとおり決しました。

教育長：その他、説明・協議事項はありませんか。

・・・総合教育課長から教育実践表彰の決定について説明・・・

教育長：その他、連絡事項等ございませんか。

・・・今後の日程の説明・・・

教育長：この際ですので、各委員から何かございませんか。

・・・なしの声・・・

教育長：ないようですので、以上で、第2回教育委員会議定例会を終了いたします。
ご苦勞様でした。